災害併任やテック 一ス隊員を

成 車

ます。中でた

削実態は、表の通りです。国交省と地方整備局の定国交省と地方整備局の定ています。

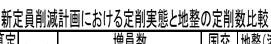
定員削減計画が始ま2015年度より新た

するよう緊急要求書を全国から提出し、

その実現に向けて運動を強化します。

することや、

ことや、テックフォースを正式な組織として要求し、その隊員数を順次増員中でも、当面の緊急要求として、災害時の併任数を期限付き増員で要求すこの概算要求に向け、全国から大幅な増員要求をするよう当局に求めてい017年度予算の概算要求の作業が進んでいます。国土交通省管理職ユニオ



亚	予算定		増員数					国心	地整(港	湾込み)
_ <u>_</u>		定削数								
成	貞		新規増	再配置	時限増	女性等	合計	省削	予算定員	削減致
26	59054								19932	
27	58815	1259	415	470	123	12	1020	239	19674	258
28	58573	1289	455	439	130	23	1047	242	19455	219

で確認し、曽帰こりた、ことですることを大会に、これで、一昨年を「増員」 土交通省管理職ユニ

増員455名、再配置通省全体としては、新 認められましたが、12合計1047名の増員が 39名、 女性活躍等23名の名、時限増員130 再配置4

動によって勝ち取ってき これまでの私たちの 渾

す。とも強く求めていきまに併任の乱用をしないこ う当局を追及していきま

内 閣 事

自包

全体のもの、各部局につまないます。
・削減率は国土交通省をいています。
・削減率は国土交通省をいています。

概算要求に反映させるよりである。でなり立っている併任人は、職員個人の犠牲の上は、職員個人の犠牲の上は、職員個人の犠牲の上の場合がある。



<u> 2016</u>

発行 国土交通省管理職 ユニオン **所在地**

東京都千代田区霞ヶ 関 2-1-2 中央合同庁 舎 2 号館 TEL 03-3509-1138 E メール

k-union@alpha.ocn.

ne.jp ホームページ http://www.k-union. network/

(併任ができる場合) 第三五条

任命権者は、次の各号の いずれかに該当する場合に おいては、併任を行うこと ができる。

併任によって当該職員 の職務遂行に著しい支障が ないと認められる場合に は、真にやむを得ないもの に限るものとする。

人事院規則8

との回答がされていまくの回答がされている」緊急増員という形で最近緊急に対応している」緊急に対応すべきところ緊急に対応すべきところ いる。臨時増員が、認められている。 公労連と内閣人事局とのまた、6月24日の国 の。いては当局が判断するも

も定められており、安易いることが人事院規則でいることが前提となって遂行に著しい支障がなによって当該職員の職務によって当該職員の職務 在職しています。この2所には27名の併任者がけた、熊本河川国道事務す。特に、熊本震災を受 く求めていきます。 7名の緊急臨時増員を強

ス活動

説明が必要。 平時は何をするかの ては、災害のない時、 国民に対して、人を付 テックフォースについ けることによって、

ら、テックフォース隊員す。こうした回答などか も要求します。 クフォース隊員数の増員 の改善と合わせて、テッ の安全と健康そして処遇 等の回答も得ていま効果の説明が必要。生活がどう変わるか

行い、災害時には、テッ設の老朽化・安全点検を自治体の道路橋などの施設け、日常的には、地方設・地方のを 以上の立場に立って、組織を確保すべきです。 動を個人の犠牲の上に立 ます。 派遣できるように人員と クフォースとして現地に す。テックフォースの活 クフォースの活動に感謝 含めて業務を遂行してい って乗り切るのでなく、 た職員が派遣職員の分も している職場では、 気策に 期待も高まっていま 多くの自治体はテッ 大規模災害が多発 ŋ

> 導調整に当たるほか、そにその基準についての指 は、その是正を指示するしていると認める場合に法又は規則の規定に違反 調査又は監査を行ない、の実施状況について随時 ます。 員の保健及び安全保持に 院の権限)人事院は、 ことができる。」とあり 持)第二条に「 (人事 膱

危険」さらに第二項に「各 それのある場所等に係る 所、土砂等が崩壊するお 墜落するおそれのある場 置を講じなければならな防止するために必要な措 業行動から生ずる災害を省各庁の長は、職員の作 講じなければならない。」 するために必要な措置を 職員の災害の発生を防止 各号に掲げる危険による 「各省各庁の長は、

実施

地事務所や災害現場に調方事務局に、災害時に現基づき、人事院本院や地 する職員の生命と健康を被災地の最前線で活動 査に入るよう要求し**、** これらの人事院規則に

況調査、応急復旧・応急フラの診断などの被害状救出や支援、家屋・インいる場合でも、被災者の職員は、自らが被災して

を見ない異常気象によるには、近年の「過去に例

員の大幅増員に向けて内

全国から2017年度定

大震災・熊本震災、さら ス隊員がいます。 728名のテックフォー 成27年10月現在7,

東日本

事院は人事院規則に沿

も調

い。」とされています。

務

態を

杳

·指導

本省情報によると、平

私たち国土交通省に働く 大災害」の発生の度に、

いるか。
に必要な措置が執られて れる職員の、災害の防止ある危険箇所等へ派遣さ を行うことを求めます。 下の事項について「監査 .調査」し「指導調整」 土砂崩壊の恐れの

(職員の保健及び安全保

人事院規則10-4

か。 休憩が取得できている ないよう、適切な休息・ ② 長時間労働に陥ら

転をする職員が、 態で運転することが無い 被災地で自動車 過労財軍

⑤ 災害対応に従事す給されているか。 場合に支給される各種手 当てについて、適切に支 4 被災地で活動する

る職員の命と健康を守る

ていないか。
休息や休憩がとれている
に、後日書類整理上だけ 切な休養が取れない場合 動務日と勤務日の間に適求められる休息や休憩、水められる休息や休憩、が整備されているか。

で把握し、必要な是正指勤務実態についても現地災者となっている職員のまた、自らや家族が被 導などを実施すること。 規定に違反していると そして、「法又は規則

掌事務には「管内におけまた、地方事務局の所 追及していきます。

正を指示」をすることを

国土交通当局や関係機関の命と健康・安全を確保の命と健康・安全を確保をした体制を確立するため、職員のでは、超勤支給の対象と理職員の業務実態を把握 る人事行政の適正な運営を確保するために、健康等及び助言などについての業務」とあります。で、全支部から地の、災害時の要求書を提出し、災害時の要求書を提出し、災害時のでは、適正に運用さい、災害時の適正な運営という。

